

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	マイナンバー制度の円滑な導入に係る措置 (国税 13)(法人税:義) (地方税 2)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	○ 預金口座へのマイナンバー付番を行う場合には、金融機関の実務負担に配慮すること。  具体的には、  ① 預金口座付番の方法等(例えば、付番を行う預金の範囲など)について十分な検討を行うとともに、適切な準備期間を設けること  ② 金融機関のシステム対応の負担に応じた税制上の優遇措置(例えば、預金口座付番に対応するためのシステムについて取得価額の一定割合の特別償却又は税額控除を認める等)を講じること
3	担当部局	金融庁 総務企画局 政策課 総合政策室
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	今回初めての要望となる。
6	適用又は延長期間	平成 27 年度から平成 30 年度まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 預金口座へのマイナンバー付番を行うことが決定された場合に、金融機関による預金口座へのマイナンバー付番が円滑に行われること。 ----- 《政策目的の根拠》 「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 同工程表 P74 「マイナンバーの利用範囲拡大(特に①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車検査登録事務等)等の検討」
		② 政策体系における政策目的の位置付け I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 預金口座へのマイナンバー付番を行うことが決定された場合に、金融機関による預金口座へのマイナンバー付番が円滑に行われること。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 金融機関による預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資の金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等を手当として、預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資に税務上の恩典を付与すれば、金融機関によるこれらのシステム投資負担が軽減され、預金口座へのマイナンバー付番の円滑な実施につながるようになる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	預金取扱機関(754社)による適用が見込まれる。
		② 減収額	各年 913 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成30年度) 租税特別措置等を手当として、預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資に税務上の恩典を付与すれば、金融機関によるこれらのシステム投資負担が軽減され、預金口座へのマイナンバー付番の円滑な実施につながるようになる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成30年度) 租税特別措置等を手当することにより、金融機関による預金口座へのマイナンバー付番の円滑な実施の確保につながる(金融機関による預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資の金額に応じて税務上の恩典(支援)が行われる)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成30年度) 租税特別措置等が手当とされない場合、預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資が金融機関にとって大きな負担となり、預金口座へのマイナンバー付番の円滑な実施に支障をきたす可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成30年度) 預金口座へのマイナンバー付番は、社会保障における所得・資産要件の適正な執行や適正・公平な税務執行に資するものとされているため、幅広く、国民にメリットがあるものであると考えられ、税収減を是認するような効果が有ると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	金融機関によってはシステム投資が複数年度に及ぶことも考えられることから、補助金や助成金等の予算措置ではなく、税制上の措置によることが妥当である
		② 他の支援措置や義務付け等	該当なし

		との役割 分担	
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	預金口座へのマイナンバー付番は、社会保障における所得・資産要件の適 正な執行や適正・公平な税務執行に資するものとされているため、地方公共 団体における生活保護等の適正な交付にも資するものである。
10	有識者の見解		該当なし
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		今回が初めての要望である。